

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)							改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改訂理由
1	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編	1	0	0	0	0	0	第1編	共通編	
1	1	1	0	0	0	0	第1章	総則	1	1	0	0	0	0	第1章	総則	
1	1	1	1	0	0	0	第1節	総則	1	1	1	0	0	0	第1節	総則	
1	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	0	1-1-1-2	用語の定義	
1	1	1	1	2	3	0		3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編1-1-1-7第1項の各号に規定した者を総称していう。	1	1	1	2	3	0		3. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を受注者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には第1編1-1-1-8第1項の各号に規定した者を総称していう。	条文追加による番号の修正
4									1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	ワンデーレスポンス・ウイークリースタンス	新規追加
4									1	1	1	5	1	0		1.ワンデーレスポンス 監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。 ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	新規追加(共通仕様書に準拠)
4									1	1	1	5	2	0		2.ウイークリースタンス 監督員及び受注者は、「ウイークリースタンス」に努める。 ウイークリースタンスとは、原則として、以下に示す通りとする。 ①マンデー・ノービリオド(月曜日は依頼の期限日としない) ②ウェンズデー・ホーム(水曜日は定時に帰宅できるように必要な対応(業務時間外の連絡を行わない等)を心がける) ③フライデー・ノーリクエスト(金曜日に依頼しない) ただし、災害、事故や苦情等の緊急対応については、上記の限りではなく、受注者が協力して臨機の対応を行うものとする。	新規追加【技術管理課】
4	1	1	1	5	0	0	1-1-1-5	施工計画書	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	施工計画書	条文追加による番号の修正
5	1	1	1	6	0	0	1-1-1-6	コリンズ(CORINS)への登録	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	コリンズ(CORINS)への登録	条文追加による番号の修正
5	1	1	1	7	0	0	1-1-1-7	監督員	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	監督員	条文追加による番号の修正
5	1	1	1	8	0	0	1-1-1-8	現場技術員	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	現場技術員	条文追加による番号の修正
5	1	1	1	9	0	0	1-1-1-9	工事用地等の使用	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正
6	1	1	1	10	0	0	1-1-1-10	工事の着手	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	工事の着手	条文追加による番号の修正
6	1	1	1	11	0	0	1-1-1-11	工事の下請負	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	工事の下請負	条文追加による番号の修正
6	1	1	1	12	0	0	1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	施工体制台帳及び施工体系図	条文追加による番号の修正
7	1	1	1	13	0	0	1-1-1-13	受発注者間の情報共有	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	受発注者間の情報共有	条文追加による番号の修正
7	1	1	1	14	0	0	1-1-1-14	受注者相互の協力	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正
7	1	1	1	15	0	0	1-1-1-15	調査・試験に対する協力	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正
8	1	1	1	16	0	0	1-1-1-16	工事の一時中止	1	1	1	17	0	0	1-1-1-17	工事の一時中止	条文追加による番号の修正
8	1	1	1	17	1	0		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-50 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	17	1	0		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-51 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	条文追加による番号の修正
8	1	1	1	18	0	0	1-1-1-17	設計図書の変更	1	1	1	18	0	0	1-1-1-18	設計図書の変更	条文追加による番号の修正
8	1	1	1	19	0	0	1-1-1-18	工期の変更	1	1	1	19	0	0	1-1-1-19	工期の変更	条文追加による番号の修正
9	1	1	1	20	0	0	1-1-1-19	支給材料及び貸与品	1	1	1	20	0	0	1-1-1-20	支給材料及び貸与品	条文追加による番号の修正
9	1	1	1	21	0	0	1-1-1-20	工事現場発生品	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	工事現場発生品	条文追加による番号の修正
9	1	1	1	22	0	0	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	22	0	0	1-1-1-22	建設副産物	条文追加による番号の修正
10	1	1	1	23	0	0	1-1-1-22	工事材料の品質	1	1	1	23	0	0	1-1-1-23	工事材料の品質	条文追加による番号の修正
10	1	1	1	24	0	0	1-1-1-23	監督員による検査(確認を含む)及び立会等	1	1	1	24	0	0	1-1-1-24	監督員による検査(確認を含む)及び立会等	条文追加による番号の修正
11	1	1	1	25	0	0	1-1-1-24	数量の算出	1	1	1	25	0	0	1-1-1-25	数量の算出	条文追加による番号の修正
11	1	1	1	26	0	0	1-1-1-25	品質証明	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	品質証明	条文追加による番号の修正
11	1	1	1	27	0	0	1-1-1-26	工事完成検査	1	1	1	27	0	0	1-1-1-27	工事完成検査	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	28	7	0		7. 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	27	7	0		7. 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	29	0	0	1-1-1-27	概成部分検査等	1	1	1	28	0	0	1-1-1-28	概成部分検査等	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	30	5	0		5. 受注者は、当該既成部分検査については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	28	5	0		5. 受注者は、当該既成部分検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	31	0	0	1-1-1-28	臨時検査	1	1	1	29	0	0	1-1-1-29	臨時検査	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	32	6	0		6. 受注者は、当該臨時検査については、1-1-1-23第3項の規定を準用する。	1	1	1	29	6	0		6. 受注者は、当該臨時検査については、1-1-1-24第3項の規定を準用する。	条文追加による番号の修正
12	1	1	1	33	0	0	1-1-1-29	部分使用	1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	部分使用	条文追加による番号の修正
13	1	1	1	34	0	0	1-1-1-30	施工管理	1	1	1	31	0	0	1-1-1-31	施工管理	条文追加による番号の修正
13	1	1	1	35	0	0	1-1-1-31	履行報告	1	1	1	32	0	0	1-1-1-32	履行報告	条文追加による番号の修正
13	1	1	1	36	0	0	1-1-1-32	週休二日の対応	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	週休二日の対応	条文追加による番号の修正
13	1	1	1	37	0	0	1-1-1-33	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	34	0	0	1-1-1-34	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正
14	1	1	1	38	0	0	1-1-1-34	工事中の安全確保	1	1	1	35	0	0	1-1-1-35	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由		
14	1	1	1	34	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	35	1	0		1. 受注者は、 最新の 土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行による修正(共通仕様書に準拠)		
15	1	1	1	36	0	0	1-1-1-36	爆発及び火災の防止	1	1	1	36	0	0	1-1-1-36	爆発及び火災の防止	条文追加による番号の修正		
15	1	1	1	36	0	0	1-1-1-36	後片付け	1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	後片付け	条文追加による番号の修正		
16	1	1	1	37	0	0	1-1-1-37	事故報告書	1	1	1	38	0	0	1-1-1-38	事故報告書	条文追加による番号の修正		
16	1	1	1	38	0	0	1-1-1-38	環境対策	1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	環境対策	条文追加による番号の修正		
19	1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	文化財の保護	1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	文化財の保護	条文追加による番号の修正		
19	1	1	1	40	0	0	1-1-1-40	交通安全管理	1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	交通安全管理	条文追加による番号の修正		
19	1	1	1	40	4	0		4. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和4年4月1日)」に従うものとする。	1	1	1	41	4	0		4. 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「新潟県建設生産システム合理化指導要綱(令和6年4月1日)」に従うものとする。	諸法令の改定による修正		
20	1	1	1	40	5	0		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、20国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	41	5	0		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、20国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定による修正		
20	1	1	1	40	14	0		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年4月改正 政令第46号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む	1	1	1	41	14	0		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(令和3年7月改正 政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正 政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む	諸法令の改定による修正		
21	1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	施設管理	1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	施設管理	条文追加による番号の修正		
21	1	1	1	42	0	0	1-1-1-42	諸法令の順守	1	1	1	43	0	0	1-1-1-43	諸法令の順守	条文追加による番号の修正		
21	1	1	1	42	1	10		健康保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	43	1	10		健康保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定による修正		
21	1	1	1	42	1	13		出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正 法律第69号)	1	1	1	43	1	13		出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正 法律第97号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	15		道路交通法(令和4年4月改正 法律第32号)	1	1	1	43	1	15		道路交通法(令和5年5月改正 法律第19号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	16		道路運送法(平成2年6月改正 法律第36号)	1	1	1	43	1	16		道路運送法(平成5年4月改正 法律第18号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	22		港湾法(令和4年3月改正 法律第7号)	1	1	1	43	1	22		港湾法(令和4年11月改正 法律第87号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	40		電気事業法(令和4年6月改正 法律第74号)	1	1	1	43	1	40		電気事業法(令和5年6月改正 法律第44号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	41		消防法(令和3年5月改正 法律第36号)	1	1	1	43	1	41		消防法(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	43		建築基準法(令和4年5月改正 法律第56号)	1	1	1	43	1	43		建築基準法(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	63		厚生年金保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	43	1	63		厚生年金保険法(令和5年3月改正 法律第3号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	68		所得税法(令和4年6月改正 法律第71号)	1	1	1	43	1	68		所得税法(令和5年6月改正 法律第44号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	70		船員保険法(令和3年6月改正 法律第66号)	1	1	1	43	1	70		船員保険法(令和5年5月改正 法律第31号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	72		電波法(令和4年6月改正 法律第70号)	1	1	1	43	1	72		電波法(令和4年12月改正 法律第93号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	75		農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)	1	1	1	43	1	75		農薬取締法(令和5年3月改正 法律第36号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	76		毒物及び劇物取締法(平成30年6月改正 法律第66号)	1	1	1	43	1	76		毒物及び劇物取締法(令和5年5月改正 法律第36号)	諸法令の改定による修正		
22	1	1	1	42	1	80		個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第54号)	1	1	1	43	1	80		個人情報の保護に関する法律(令和5年11月改正 法律第79号)	諸法令の改定による修正		
23	1	1	1	42	1	81		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和2年6月改正 法律第42号)	1	1	1	43	1	81		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(令和5年6月改正 法律第58号)	諸法令の改定による修正		
24	1	1	1	43	0	0	1-1-1-43	官公庁等への手続等	1	1	1	44	0	0	1-1-1-44	官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正		
24	1	1	1	44	0	0	1-1-1-44	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	45	0	0	1-1-1-45	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号の修正		
24	1	1	1	45	0	0	1-1-1-45	工事測量	1	1	1	46	0	0	1-1-1-46	工事測量	条文追加による番号の修正		
25	1	1	1	46	0	0	1-1-1-46	提出書類	1	1	1	47	0	0	1-1-1-47	提出書類	条文追加による番号の修正		
25	1	1	1	47	0	0	1-1-1-47	不可抗力による損害	1	1	1	48	0	0	1-1-1-48	不可抗力による損害	条文追加による番号の修正		

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)											改定案 (令和7年2月20日以降適用版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
46	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2	0		表1-3-3 コンクリートの湿潤養生期間の目安	諸基準類の改定による修正				
47	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工					
47	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工					
47	1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2023年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2023年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行による修正				
51	1	3	9	0	0	0	第9節	暑中コンクリート	1	3	9	0	0	0	第9節	暑中コンクリート					
51	1	3	9	2	0	0	1-3-9-2	施工	1	3	9	2	0	0	1-3-9-2	施工					
51	1	3	9	2	3	0		3. 打込み時のコンクリート温度は、35℃以下とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保出来ることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	0		3. 打込み時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	諸基準類の改定による修正				
52	1	3	10	0	0	0	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	0	第10節	寒中コンクリート					
52	1	3	10	2	0	0	1-3-10-2	施工	1	3	10	2	0	0	1-3-10-2	施工					
52	1	3	10	2	1	0		1. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。	1	3	10	2	1	0		1. 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。					
52	1	3	10	2	1	1		(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2	1	1		(1) 受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定による修正				
53	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート					
53	1	3	12	2	0	0	1-3-12-2	施工	1	3	12	2	0	0	1-3-12-2	施工					
54	1	3	12	2	7	0		7. 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打込まなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	0		7. 受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打込まなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督員と協議しなければならない。	諸基準類の改定による修正				
54	1	3	12	2	9	1		9. トレミー管方式 (1) 受注者は、トレミー管を水密でコンクリートが自由に落下できる大きさとし、打込み中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打込み中にトレミー管を水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	0		9. トレミー管方式 (1) 受注者は、トレミー管を水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打込み中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定による修正				
55	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート					
55	1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要の性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定による修正				
55	1	3	12	3	2	0		2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60em及び最低潮位から下60emの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	0		2. 受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定による修正				
55	1	3	13	0	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	0	第13節	水中不分離性コンクリート					
55	1	3	13	3	0	0	1-3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	0	1-3-13-3	コンクリートの製造					
55	1	3	13	3	3	0		3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	0		3. 材料の計量 (1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定による修正				
60	2	0	0	0	0	0	第2編	材料編	2	0	0	0	0	0	第2編	材料編					
63	2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料					
64	2	2	3	0	0	0	第3節	骨材	2	2	3	0	0	0	第3節	骨材					
64	2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項	2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項					
64	2	2	3	1	1	0		JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)	2	2	3	1	1	0		JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書JA(レディーミクストコンクリート用骨材)	JIS改正による修正				
80	2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料	2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料					
81	2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定]JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]JSCE-D 102-2023 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2023年9月)の規格に適合するものとする。	発行による修正				
81	2	2	6	4	0	0	2-2-6-4	コンクリート用水	2	2	6	4	0	0	2-2-6-4	コンクリート用水					
81	2	2	6	4	1	0		1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	0		1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書JC(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正による修正				
82	2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料					
84	2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤	2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤					
84	2	2	8	3	1	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第64号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。							再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和5年9月改正 政令第276号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定による修正					

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
90	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編		3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編		
90	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工		3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工		
90	3	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		3	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
90	3	1	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(平成26年12月一部改正)		3	1	2	0	0	0		国土交通省 仮締切堤設置基準(案)(令和6年3月一部改正)	発行による修正【河川管理課】	
91	3	1	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧(平成9年12月)		3	1	2	0	0	0		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧[令和4年度改訂版](令和5年2月)	発行による修正	
91	3	1	2	0	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成4年10月)		3	1	2	0	0	0		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン(平成5年4月)	発行による修正	
91	3	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2018年制定](2018年10月)		3	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定](2023年9月)	発行による修正	
91	3	1	3	0	0	0	第3節	共通の工種		3	1	3	0	0	0	第3節	共通の工種		
102	3	1	3	14	0	0	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工		3	1	3	14	0	0	3-1-3-14	プレキャストセグメント主桁組立工		
102	3	1	3	14	2	1		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)[2018年制定]」(土木学会、2018年10月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。		3	1	3	14	2	1		なお、接着剤の試験方法は「土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)[2023年制定]」(土木学会、2023年9月)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	発行による修正	
124	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工		3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工		
126	3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準(令和3年10月環境省告示第62号)、新潟県生活環境の保全に関する条例(昭和46年12月22日条例51号)等に従い、適切に処理を行わなければならない。		3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準(令和5年3月13日環境省告示第6号)(令和5年3月)、新潟県生活環境の保全に関する条例(昭和46年12月22日条例51号)等に従い、適切に処理を行わなければならない。	発行による修正	
134	3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工		3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工		
148	3	1	6	9	0	0	3-1-6-9	排水性舗装工		3	1	6	9	0	0	3-1-6-9	排水性舗装工		
152	3	1	6	9	8	0		8. 受注者は、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。		3	1	6	9	8	0		8. 受注者は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。	条文追加による番号の修正	
152	3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工		3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工		
152	3	1	6	11	6	0		6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。		3	1	6	11	6	0		6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。		
153	3	1	6	11	6	2		表3-1-32(4) 接着剤の規格コンクリート床版用		3	1	6	11	6	2		表3-1-32 接着剤の規格コンクリート床版用	表削除による番号の修正	
153	3	1	6	11	6	2		表3-1-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質		3	1	6	11	6	2			削除(共通仕様書に準拠)	
156	3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	コンクリート舗装工		3	1	6	12	0	0	3-1-6-12	コンクリート舗装工		
162	3	1	6	12	9	0		9. 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。		3	1	6	12	9	0		9. 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。		
162	3	1	6	12	9	1		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。		3	1	6	12	9	1		受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。	条文追加による番号修正	
163	3	1	6	12	12	3		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-5第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない。		3	1	6	12	12	3		なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-6第1項の施工計画書に、その理由、施工方法を記載しなければならない。	条文追加による番号修正	
172	3	1	9	0	0	0	第9節	構造物撤去工		3	1	9	0	0	0	第9節	構造物撤去工		
174	3	1	9	14	0	0	3-1-9-14	骨材再生工		3	1	9	14	0	0	3-1-9-14	骨材再生工		
174	3	1	9	14	1	0		1. 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-21建設副産物の規定によるものとする。		3	1	9	14	1	0		1. 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-22建設副産物の規定によるものとする。	条文追加による番号修正	
176	3	1	10	5	0	0	3-1-10-5	土留・仮締切工		3	1	10	5	0	0	3-1-10-5	土留・仮締切工		
176	3	1	10	5	3	0		3. 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、平成26年12月一部改正)の規定による。		3	1	10	5	3	0		3. 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「仮締切堤設置基準(案)」(国土交通省、令和6年3月一部改正)の規定による。	発行による修正【河川管理課】	
212	3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工		3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工		
212	3	1	17	2	0	0	3-1-17-2	材料		3	1	17	2	0	0	3-1-17-2	材料		
212	3	1	17	2	1	0		1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については「農薬取締法」(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。		3	1	17	2	1	0		1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については「農薬取締法」(令和5年5月改正 法律第36号)に基づくものでなければならない。	諸法令の改定による修正	
215	3	1	18	0	0	0	第18節	床版工		3	1	18	0	0	0	第18節	床版工		
215	3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	床版工		3	1	18	2	0	0	3-1-18-2	床版工		
215	3	1	18	2	1	0		1. 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。		3	1	18	2	1	0		1. 鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。		
216	3	1	18	2	1	11		(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-1-36後片付け)を行わなければならない。		3	1	18	2	1	11		(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-1-37後片付け)を行わなければならない。	条文追加による番号修正	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
388	8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)		8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)		
393	8	6	6	0	0	0	第6節	インバート工		8	6	6	0	0	0	第6節	インバート工		
393	8	6	6	4	0	0	8-6-6-4	インバート本体工		8	6	6	4	0	0	8-6-6-4	インバート本体工		
394	8	6	6	4	5	0		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-30施工管理第3項の規定による。		8	6	6	4	5	0		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-31施工管理第3項の規定による。	条文追加による番号修正	
397	8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド		8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド		
397	8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
397	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月)		8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2023年制定] (2023年3月)	発行による修正	
397	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)		8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2023年制定] (2023年9月)	発行による修正	
417	8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持		8	13	0	0	0	0	第13章	道路維持		
417	8	13	1	0	0	0	第1節	適用		8	13	1	0	0	0	第1節	適用		
417	8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		8	13	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-51臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条文追加による番号修正	
435	8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕		8	14	0	0	0	0	第14章	道路修繕		
435	8	14	1	0	0	0	第1節	適用		8	14	1	0	0	0	第1節	適用		
435	8	14	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-50臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。		8	14	1	0	5	0		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-51臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	条文追加による番号修正	
445	8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工		8	14	24	0	0	0	第24節	橋脚巻立て工		
445	8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工		8	14	24	4	0	0	8-14-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工		
446	8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定によらなければならない。		8	14	24	4	27	0		27. 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-39環境対策の規定によらなければならない。	条文追加による番号修正	
447	8	14	24	5	0	0		橋脚コンクリート巻立て工		8	14	24	5	0	0		橋脚コンクリート巻立て工		
448	8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-38環境対策の規定による。		8	14	24	5	6	0		6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-1-39環境対策の規定による。	条文追加による番号修正	

新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

現行 (令和6年10月20日以降適用版)										改定案 (令和7年2月20日以降適用版)																																										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編章節条項	項以下	編章節条項	編章節条項	編章節条項	編章節条項	項以下	編章節条項	編章節条項	編章節条項	項以下	改訂理由																																	
	3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編			3	0	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編																																		
	3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工			3	1	0	0	0	0	第1章	一般施工																																		
	3	1	6	0	0	0	第8節	一般舗装工			3	1	6	0	0	0	第8節	一般舗装工																																		
	3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工			3	1	6	11	0	0	3-1-6-11	グースアスファルト舗装工																																		
153							表3-1-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用									表3-1-32 接着剤の規格コンクリート床版用			表3-2-32(2)の削除																																	
							<p style="text-align: center;">表3-1-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>80分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20以上</td> <td>10以上</td> <td>25以上</td> <td>JISK6833-1,2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JISK5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する) *2 試験方法は、JIS K 6833-1,2, JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>			項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	80分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1	不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1,2*2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1	耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																
		1次プライマー	2次プライマー																																																	
指触乾燥時間(20℃)	80分以内	30分以内	60分以内	JISK5600-1*1																																																
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JISK6833-1,2*2																																																
作業性	塗り作業に支障のないこと			JISK5600-1*1																																																
耐久性	5日間で異常のないこと			JISK5600-1*1																																																
153							表3-1-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質									表3-1-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質			同上																																	
							<p style="text-align: center;">表3-1-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">種類</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)分</td> <td></td> <td>80分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS-K5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分%</td> <td></td> <td>20以上</td> <td>50以上</td> <td>35以上</td> <td>JIS-K6833-1,2*2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td></td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS-K5600-1*1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td></td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS-K5600-1*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] *1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する *2 試験方法はJIS-K6833-1,2, JIS-K6387-1,2などを参考に実施する [注2] と幕系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</p>			項目	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法				指触乾燥時間(23℃)分		80分以内	60分以内	180分以内	JIS-K5600-1*1	不揮発分%		20以上	50以上	35以上	JIS-K6833-1,2*2	作業性		塗り作業に支障のないこと			JIS-K5600-1*1	耐水性		5日間で異常のないこと			JIS-K5600-1*1										
項目	種類	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																															
指触乾燥時間(23℃)分		80分以内	60分以内	180分以内	JIS-K5600-1*1																																															
不揮発分%		20以上	50以上	35以上	JIS-K6833-1,2*2																																															
作業性		塗り作業に支障のないこと			JIS-K5600-1*1																																															
耐水性		5日間で異常のないこと			JIS-K5600-1*1																																															
	3	1	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)			3	1	14	0	0	1	コンクリート	法面工(共通)																																		
	3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工			3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工																																		
205	3	1	14	2	6	0	図3-1-5	耳芝			3	1	14	2	6	0	図3-1-5	耳芝			現場実装との整合																															
																																																				